

# 随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	長寿社会政策課
発注担当課名	長寿社会政策課
契約名称	豊中市介護サービス相談員派遣事業業務委託契約
契約内容	① 派遣する介護サービス相談員の選定 ② 派遣した介護サービス相談員の活動状況のとりまとめ ③ 市への報告及び市民、利用者等への情報提供、介護サービス相談員連絡会、研修会等の開催 ④ 介護サービス相談員への情報提供 ⑤ 介護サービス相談員の活動に関して苦情があった場合の事実関係の調査及び必要な措置 ⑥ その他介護サービス相談員の活動に必要な措置
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)3月30日 令和5年(2023年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市岡上の町2丁目1-15 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
契約金額	9,195,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 本事業は、介護サービスの質的向上を図るための施策として、地域支援事業の中で行われており、地域の実情に応じて適切に実施していくことが求められている。また介護サービス相談員には、サービスの質の向上、認知症対策を始めとした利用者及び家族の権利擁護の促進、地域包括ケアに係る者として様々な役割が求められている。国通知で「本事業を委託する場合は、事業の趣旨を理解したうえで、住民参加型の取り組みとなるような環境づくりを進め、適切な事業運営が確保できる団体に委託すること」とある。社会福祉法人豊中市社会福祉協議会は、地域福祉の推進に市役所とともに取り組んでおり、地域の課題解決のため、地域住民や地域におけるさまざまな団体、関係機関、社会福祉施設等と地域におけるネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である。以上のことから、競争入札に適さないため、随意契約を行うものである。